

# 私たちの広場



特集 選挙の国際協力

No.283

# もくじ

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 名言の舞台 .....               | 3  |
| 寄稿「参加・協働社会の可能性」 .....     | 4  |
| 法政大学現代福祉学部教授 山岡 義典        |    |
| 特集 選挙の国際協力 .....          | 6  |
| 民主化に不可欠な選挙協力 .....        | 6  |
| インドネシアでの支援活動 .....        | 7  |
| JICA専門家が語る選挙支援 .....      | 10 |
| アメリカの有権者教育レポート＜第1回＞ ..... | 12 |
| 取材・都議会議員選挙の啓発活動 .....     | 15 |
| 施策紹介                      |    |
| 個人情報の保護に関する法律が全面施行 .....  | 18 |
| 若者の声 .....                | 20 |
| 東西南北 .....                | 22 |
| マンガ 明るい選挙のあゆみ＜第1回＞ .....  | 24 |
| 協会からのお知らせ .....           | 27 |

文部科学大臣・総務大臣賞作品

明るい選挙啓発ポスター  
平成16年度



安田 佳央理さん

愛知県一宮市立奥小学校6年

## 表紙の紹介

「わが家の投票率100%」の標語と絵がとてよく合っていて、家族みんなで選挙に出かけている様子が、ほほえましく描かれています。人物の配置を右側になるほど背が高くなるようにし、左側に候補者のポスターを描くことで画面全体のバランスをとっています。色彩も豊かで明るく仕上がっています。

(審査評)

文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

村上 尚徳

(選挙 平成一六年一二月号より転載)

# 民主的制度は、 効果的な反対党なしには 運営できない

ウォルター・リップマン

1889年生、1974年没

## 名言の舞台

ウォルター・リップマンは、二〇世紀のアメリカを代表する政治評論家であり、コラムニストです。生涯に二度ピューリッツァー賞を受賞し、「冷戦」や「ステレオタイプ」などの造語を生み出しました。

上記の名言は、そのリップマンが一九三九年に発表した「不可欠な反対党」と題する評論の中で発したものです。

当時、ヨーロッパにおいてはファシズムが台頭し、ドイツはヒトラー、イタリアはムッソリーニの独裁体制下にありました。一方、アメリカ国内においては、ルーズベルト大統領のニューディール政策が進められていました。リップマンは、当初はニューディール政策を支持していましたが、

次々に打ち出される果敢な政策と強引な手法に警鐘を鳴らすようになりました。

リップマンは、先の評論で、強制ではなく合意によって国を治めていくためには、政権党が多数をもつことだけでは十分ではなく、少数党に耳を傾け少数党の批判による修正を受けなければならない、と論じました。

そして、その評論の最後をこう結んでいます。

「反対党は不可欠である。よい政治家は、他の賢明な人が誰でもそうであるように、常に、自分の熱心な支持者からよりは、反対者からより多くのことを学ぶのである。」

# 参加・協働社会の可能性―地域自治の新しい姿

多くの自治体で、NPOとの「協働」が大きなテーマになっている。しかし、適切な協働のためには、市民・住民の「参加」が不可欠だ。地域自治の新しい可能性は、参加を土台にした協働によってこそ可能になる。

## 参加・協働社会の構図

どうも行政の現場で「参加」と「協働」の言葉が混乱して用いられているようだ。だからなかなか肝心の議論が深まらない。特に意識しないで語っているうちに、協働の話が参加の話になったり、参加の話が協働の話になったりする。これからの政策議論をするなら、もう少し厳密な意味づけが必要だ。ここではじめて、「参加を土台とした協働」も意味をもってくる。

そこでまず、参加と協働の基本的な違いについて述べておこう。「参加は個人と組織の関係」であり、「協働は組織と組織の関係」であるということだ。これまでも一般的にはほぼこのように用いられてきたように見えるが、私は意識的に限定して用いたいと思う。以上のような考えに基づいて将来の「参加・協働社会」の構図を概念的に示したのが左の図だ。以下では、この図が示す意味を、簡単にふれておこう。

## 協働の諸相

ここでは「協働」の基本的なものとして行政とNPOの協働、NPOと企業との協働を示している。行政としては、日本には中央政府・都道府県・市区町村の三段階がある。地方分権の推進の中で、今後は次第に中央政府よりも都道府県が、都道府県よりも市区町村が、地域に対して大きな責任をもつようになるはずだ。また、企業についても、多国籍企業から全国規模の企業、地域の地場企業まで、多様な態様のものが存在する。現状でNPOとの協働に強い関心をもっているのは多国籍企業や全国規模の企業であるが、今後は地域に根ざした企業の関心が高まってくるように思われる。それぞれの態様に応じた協働の仕組みを創りあげていくことが重要になってくる。

この図はまた、協働の関係をもう少し細かく見て、「地縁組織」と「地域産業組織」を副次的な協働の主体として示している。いずれ

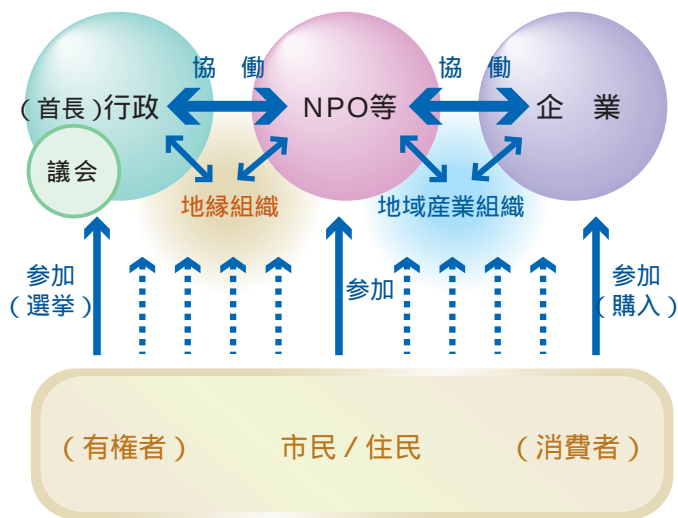


## プロフィール やまおか・よしのり

1941年生まれ。東京大学卒業とともに大学院に進んで都市計画を学び、都市計画の実務につく。77年トヨタ財団に転職、研究助成や市民活動助成で新しい領域を開拓するとともに民間非営利活動の発展のための調査研究や仕掛けづくりに携わる。92年フリーになり、96年11月に日本NPOセンターを設立、事務局長・常務理事に（現在は副代表理事）。01年4月、法政大学現代福祉学部教授。共・編著に「日本の財団」、「日本の企業家と社会文化事業」、「フィランソロピーと社会」、「NPO基礎講座」、「NPO実践講座」、「時代が動くとき」など。

も原則全員参加型の相互扶助・公益型組織で、古くから日本社会に存在したものだ。地縁組織とは、町内会・自治会やそれを基盤とした子供会、青年団、婦人会、老人クラブなどの住民組織で、これまで長い間、行政（特に市区町村）とは補助金の交付も含めた緊密な関係があった。NPO等の市民組織が地域に根付いた活動を展開するためには、このような地縁組織との協働が欠かせない。行政―地縁組織―NPOの新しい三者協働の姿を、どう描くかが今後の大きな課題になる。地域産業組織という言葉は必ずしも一般化したものではなく適切な用語であるかどうか確信はないが、ここでは商工会議所や商工会、商店

参加・協働社会の構図



この概念図で重要なのが、「市民/住民」の参加だ。市民と住民では微妙な立場の違いがあるが、ここではあえて区別しない。要は行政やNPOや企業の活動に対する参加の重要性を示せばよい。行政への参加は、パブリックコメントへの対応や審議会の市民公募委員への応募など、近年では政策立案過程への参加も多様化してきているが、究極の参加は、有権者としての議会や首長の選挙への参加、すなわち投票である。また企業への参加としては、投資を通じての参加や労働者としての参加があるが、究極の参加は購入を通じての参加であろう。買うか買わないか、これが最も企業行動に影響を与える。今後重要になるのがNPOへの参加だ。最も分かりやすいのはボランティアとしての参加だが寄付者としての参加や専門的な知恵や技術で協力する専門家としての参加も重要だ。会費を納め

### 参加の諸相

街振興会、農協、漁協、森林組合などの、地域をベースとした産業組織のことをいっている。市町村レベルを超えた広域エリアを対象とする経営者協会や業界団体も含んでよい。これらの組織は、企業やその経営者を構成員としながらも、組織自体は非営利であり本来はNPOと馴染みやすい。NPOと企業との協働を進めていく上でも、このような組織が介在することは重要である。企業―地域産業組織―NPOの新しい三者の協働の姿をどう描くかも、今後の重要な課題である。

ここで注意すべきことは、参加は誰にでも保障されなければならないが、協働は相手になる組織がなければ成り立たず、相手になる組織があったとしても、協働するかどうかは個々の組織の判断次第であって権利として保障する必要はない、ということだ。当然ながら、義務として強制すべきものでもない。

もう一つ注意すべきは、協働には参加の土台が欠かせない、ということだ。協働なき参加は特に問題はないとしても、参加なき協働は問題が大きい。参加は真の協働を支え、その質を高めるといことができる。参加の文化が育たないままに協働を急いでも、実りは少ない。「参加なき協働は癒着に至る」ことを警戒すべきだ。議員や首長の選挙で投票率が五割を割るような自治体は、すでに参加社会が崩壊の兆しをみせているといってもよく、どんなに立派な協働政策が描かれても、その実現はおぼつかない。

### 参加と協働の関係

参加にとって欠かせないのは、組織の側からの情報公開と参加する個人の学習だ。この体制をどう整えるかが、参加社会の大きな課題といつてよい。

恒常的な関わりをもつ会員としての参加や、無償で経営責任を担う役員としての参加も欠かせない。行政や企業への参加に比べ、NPOへの参加は、はるかに多様な姿が可能である。

# 選挙の

# 国際協力

## 民主化に不可欠な選挙協力

### (1) 選挙協力の必要性

近年わが国では選挙のたびに投票率の低さが問題視されています。明治三年に国民が初めて選挙権を行使してから一五年、大正一四年に普通選挙法が成立してから八〇年、昭和二〇年に婦人参政権が確立されてからもはや六〇年が経過し、私たちの間では選挙が当たり前のことになり、選挙権の有難さがわからない人が多くなってきたようです。しかし、世界の中には、その当たり前の選挙が行われない国、選挙をしたくても自分たちの力だけでは実施できない国が数多くあるのです。

国際的なNGO・フリーダムハウス（本部・米国）が政治的権利と市民的自由のバランスを国ごとにランク付けした〇三年調査によると、欧米諸国や日本など八八か国が「自由」（世界人口の四四％）、ロシア・インドネ

シアなど五五か国が「部分的に自由」（同一％）、中国・北朝鮮など四九か国が「不自由」（同三五％）と分類されています。民主的選挙が実施されている国はまだ世界の四割を超える程度しかありません。

開発途上国や長い間軍部や独裁者の圧政に苦しんだ国、特に武力紛争があった国においては、選挙は民主化の第一歩であり、紛争の最終的な解決に役立つ側面を持っています。また、民主的な国づくりを進めるためには暴力的な手段ではなく、非暴力的な手段で行うことが大事であることを国民に理解してもらう上でも、重要な役割を果たしています。しかし、これらの国においては、自由で公正な選挙の経験がないので、国際的な協力が不可欠です。特に冷戦の終結以降は、国際社会が対応を迫られる紛争の多くが国際紛争から国内紛争へ変化し、選挙の国際協力を必要とする国が多くなりました。被選挙支援国は、国連加盟国の中でも七〇カ国以上になっています。

### (2) 選挙協力の内容及び形態

わが国も多くの国で選挙の国際協力を行っています。その内容は、相手国によって異なりますが、選挙関係法の制定、選挙管理機関の設置、国民に選挙の仕組みや重要性を教える選挙教育、選挙資器材の提供、政党の選挙活動の指導、選挙管理の指導、投開票の監視などさまざまです。

協力の形態は、国際平和協力法に基づき、国連決議等によって実施される国際連合平和維持活動（PKO）の一環として国連の統括のもとに行われる選挙監視活動、米州機構（OAS）や欧州安全保障・協力機構（OSCE）のような地域的国際機関等の要請により、国際平和協力法に基づき行われる国際的な選挙監視活動、選挙実施国の要請により、国際平和協力法に基づかないで行う選挙支援活動があります。

これらの活動は、日本政府要員のほか、JICA（独立行政法人 国際協力機構）等の関係協力機関の職員、NPO法人インターバンド（後述）等の非政府機関（いわゆるNGO）の関係者等によって行われています。

彼等は、現地では、国際民主化選挙支援機構IDEA、本部ストックホルム、国際選挙システム財団IFFES、本部ワシントン）等の国際機関との連携のもとに活動します。また、被支援国の選挙管理機関のメンバーとも連携しながら活動しています。支援国は被支援国からドナー（提供者）と呼ばれています。

(3) わが国の活動実績

国連は、紛争終結直後のナミビアで一九八九〇年に選挙支援を行って以来、アンゴラ、カンボジア、モザンビーク、コソボ、東ティモールなどで支援を行ってきました。

日本もこれら国連の支援活動に参加したほか、一九九八年九月のボスニア・ヘルツェゴビナの議会議員等の選挙、二〇〇一年八月九月の東ティモールの憲法制定議会

員選挙、二〇〇四年四月のインドネシア総選挙、同年一〇月のアフガニスタン大統領選挙など多くの選挙について、選挙支援活動を行ってきています（左表参照）。

一方、JICAは、一九九八年のカンボジア総選挙を皮切りにインドネシア、東ティモール、パキスタン、アフガニスタン、キルギス等の選挙についての国際協力を行ってきました。

また、横浜市に事務局を置くNPO法人イ

日本のこれまでの主な選挙支援活動

| 派遣年月     | 支援選挙等                | 派遣人員 | 派遣形態                 |
|----------|----------------------|------|----------------------|
| 89.11    | ナミビア制憲法議会選挙          | 27人  | 国連安保理決議              |
| 93.5～6   | 国連カンボジア暫定機構          | 41人  | 国際平和協力法によるPKO        |
| 93.12    | ロシア連邦議会選挙            | 22人  | ロシアの要請               |
| 94.3～4   | 国連エルサルバドル監視団         | 各15人 | 国際平和協力法によるPKO        |
| 94.4     | 南ア制憲議会選挙             | 22人  | 南アフリカ等の要請            |
| 94.10～11 | 国連モザンビーク活動           | 15人  | 国際平和協力法によるPKO        |
| 96.1     | パレスチナ評議会等選挙          | 77人  | パレスチナ人側の要請           |
| 98.7     | カンボジア総選挙             | 32人  | カンボジアの要請             |
| 98.8     | パナマ憲法改正に関する国民投票      | 10人  | パナマの要請               |
| 98.9     | ボスニア・ヘルツェゴビナ総選挙・地方選挙 | 30人  | 国際平和協力法による国際的な選挙監視活動 |
| 99.5     | パナマ大統領・議会選挙          | 10人  | パナマの要請               |
| 99.6     | インドネシア総選挙            | 20人  | インドネシアが歓迎            |
| 00.3～4   | ボスニア・ヘルツェゴビナ市町村議会選挙  | 11人  | 国際平和協力法による国際的な選挙監視活動 |
| 01.8～9   | 東ティモール制憲議会議員選挙       | 19人  | 国際平和協力法による国際的な選挙監視活動 |
| 04.4     | スリランカ総選挙             | 12人  | スリランカの要請             |
| 04.4     | インドネシア総選挙            | 23人  | インドネシアの要請            |
| 04.7     | インドネシア大統領選挙          | 44人  | 同上                   |
| 04.9     | インドネシア大統領決戦投票        | 42人  | 同上                   |
| 04.10    | アフガニスタン大統領選挙         | 5人   | 合同選挙運営機構の特別招待        |
| 04.11    | ウクライナ大統領決戦投票         | 10人  | 欧州安全保障・協力機構の要請       |
| 04.12    | ウクライナ大統領再選挙          | 26人  | 同上                   |
| 05.1     | パレスチナ自治政府            | 23人  | 独自の選挙監視活動            |
| 05.1     | イラク移行国民議会選挙在外選挙      | 23人  | 8カ国で監視活動及び報告書の提出     |

ンターバンドは、一九九八年以降、カンボジア、東ティモール、コソボ、スリランカ、バングラデシュ、パキスタン、インドネシア等アジアを中心とする一〇カ国の一五回の選挙に、延べ一五〇人の市民監視団を送り込んでいます。NGOが選挙監視活動を行うときは、被支援国の選挙管理委員会への登録が必要ですが、インターバ

ンドは、アジアの民主化推進に取り組んでいるNGOの「自由選挙のためのアジアネットワーク」(ANFREEL 本部バンコック)と連携し、選挙が行われる国のNGOから要請を受ける形で監視団を派遣しています。

これらの選挙協力は、被支援国及び国際社会から高い評価を受けています。特に、二〇〇四年は、インドネシア総選挙、同大統領選挙、アフガニスタン大統領選挙等世界各国で重要な選挙が数多く行われ、選挙の意義が問われる年でしたが、日本は、それらの選挙実施を支援し、いずれも高く評価されました。

## インドネシアでの支援活動

### (1) 選挙協力の要請

インドネシアは世界最大のイスラム教国で、マレー系民族を中心に三〇〇〇の民族と、主要言語だけで二五〇に上る多民族国家です。国土面積は日本の五倍の一八九万平方キロありますが、二万を超える島々で構成され、交通不便地が各地に残ります。そこに世界第四位の人口の二億一五〇〇万人が住んでいます。

共和国建設の英雄・初代スカルノ大統領の後を襲ったスハルト大統領は、三三年間に亘って独裁政治を続けました。汚職は増え、経済格差が拡大し、まんえんした国民

の不满によって、九八年、スハルト政権は崩壊しました。

九九年六月に行われた初めての総選挙は、EU、日本などの協力で行われ、九三・三%という高い投票率を示しました。しかし、独裁政権が長かっただけに、インドネシア国民の政治不信や不満は簡単には拭い去れない状態が続きました。

メガワティ政権の下、政治硬直化の原因となった各種法令・制度が順次改正されました。憲法を改正して大統領権限を制限し、正副大統領の直接選挙制を実現しました。また、行政・立法・司法の三権を代表する最高決議機関の「国民協議会」の特権的地位をなくし、国民議会（国会）と地方代表議会という二院制を導入しました。

大統領の直接選挙に代表されるように、この改革によって国民が直接政治に参加できる社会制度が整ってきました。この潮流を支えたのが、国連をはじめとする日本などのドナー、国際機関、草の根のNGOなどで、民主的選挙の実現という分かりやすい目標が改革の推進力となりました。

スハルト政権崩壊から六年、二〇〇四年四月には民主化二度目の総選挙が実施されることになりました。国会のほか、新設された地方代表議会、州議会、県・市議会の四つの選挙が行われることになり、さらに七月には、憲法改正で導入された正副大統領の直接選挙が行われることになりました。

今回の選挙の有権者数は一億五〇〇万人、投票所数は全国五九万カ所、そして投票用紙枚数は、何と六億六〇〇万枚にも達し、総立候補者数も約四五万人という大規模なものでした。

言葉や民族主義の壁を超えて公正で民主的な選挙を実施することが自国だけで可能なのか。インドネシアはこれらの選挙を行うに当たって、国連や日本など先進国に選挙支援を要請しました。

## (2) 日本の支援・協力

これを受けて各国は、現地に専門家を派遣したり、選挙機材を供給するなどの支援事業を実施しました。さらに国際民主化選挙支援機構（IDEA）や国際選挙システム財団（IFES）のほか、選挙実施の草の根活動を展開する非政府機関（NGO）がさまざまな支援活動を展開しました。

日本の支援活動は、在インドネシア大使館（外務省）と、JBIC（国際協力銀行日本輸出入銀行と海外経済協力基金が統合して一九九九年一〇月に発足）及びJICAを中核にして、ジェトロ（日本貿易振興機構）、JJC（ジャカルタ・ジャパンクラブ、在インドネシア日本人の親睦交流団体）、NGO、インドネシア政府及びその関係機関などが有機的にネットワーク化して進められました。

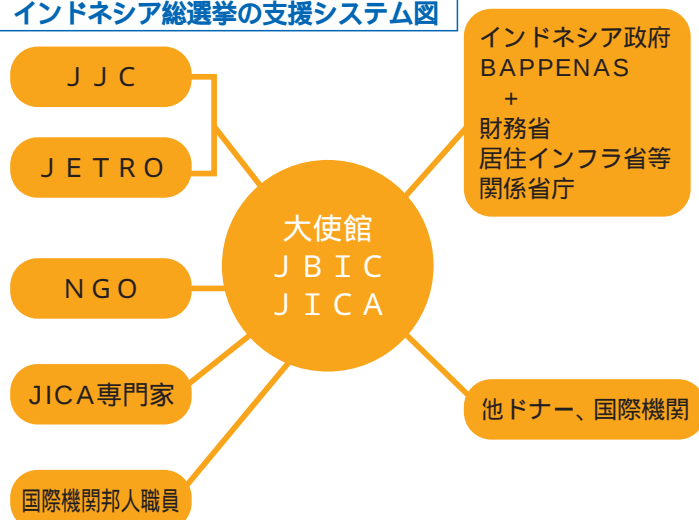
日本の支援協力は、次の四つのポイント

に絞られます。一つは中央選管に対する投票箱（六二万個）、投票ブース（二二〇万個）など選挙機材の提供（二二〇万ドル）、二つには中央・地方選管に対する専門家の派遣（二七人）、三つにはインドネシア国内のNGOを通じて行った有権者教育（約二七万ドル）。四つには日本政府派遣監視団（二三人）とNGOによる国際選挙監視団の派遣です。これほど大規模な支援策を日本が行ったのは、かつてなかったことでした。

それは、日本にとってインドネシアの重要性が高まっていることと無縁ではありません。対日経済面を見ても、石油や液化天然ガス、石炭などエネルギー資源供給国であり、ゴム、パーム油やマンゴローブなどの森林資源やエビなどの水産資源も豊富です。日本の国別輸入額は韓国に次ぐ第四位、マラッカ海峡の安全確保は東アジア貿易航路の命綱です。〇二年までの政府開発援助（ODA）総額は約一八八億ドルに上り、インドネシア社会の安定確保は重要な課題となっています。

JICAは、支援策がより効果的に機能するように、青年海外協力隊員のOB・OGを中心に募集・要請した一七人の専門家チームを現地に派遣しました。選挙実施年の二年前から外務省、在日日本大使館、インドネシア中央選挙管理委員会（KPU）と情報交換を緊密に行いながら、インドネシア内務省や国家開発企画庁、有権者登録

インドネシア総選挙の支援システム図



をまとめる中央統計局、国家警察改革支援プログラムを担当する専門家チームとも連携し、選挙物資の配布などのロジスティック支援、地方選管担当者の研修などを行いました。さらに地方選挙区にまで足を伸ばし、アジアの盟友として社会の安定や生活向上のために技術協力・財政支援を続けました。

「地方の選管は常設機関として、総選挙後に控えている大統領選や地方首長選を運営していかなければなりません。そのためにも地方選管に専門家を送り込むことは重要で、こうした支援を行っているのは日本だけです」総選挙支援アドバイザーでJICA

Aインドネシア事務所の黒田一敬企画調査員。

支援要請を求める国の実情に合わせた選挙専門家の派遣、有権者教育の実施など、JICAの支援活動は現地でも高い評価を受けています。

「国連はメディアが注目する紛争地域を中心にした援助を行う中で、日本は、地味ですが、地方への人材派遣を行った唯一の支援国です。インドネシアは州ごとに大きく事情が異なりますが、それぞれの州政府の実態に即した業務を展開してくれたことに感謝しています」。インドネシア政府中央選挙委員会のスソニコ・スハルジョ副事務局長は日本の選挙支援をこうコメントしています。

### (3) 投票率は八四・〇七%

インドネシア総選挙は、今回から、二〇〇〇年に立ち上げた中央選挙管理委員会（KPU）が国政選挙の一元管理を行いました。各投票所の管理運営を行うために州・県・市の地方選管が約四五〇設けられ、常設組織になりました。さらに、郡選管が約五〇〇〇カ所に設けられ、村落には投票委員会が設置されるというピラミッド型の組織が構築されました。

選挙実施までには各地で苦労話が耐えませんでした。例えば、教会が投票所になったところでは、建物に壁が少ないアトリウム構造のため隣同士が簡単にのぞけること

から、投票ブースの設置に苦労しました。

ある島の投票所では投票用紙や投票箱などが遅配となって、選挙開始までに間に合うか関係者を慌てさせたところが相当数に上りました。

またジャワ島のある事前会議では、「最初英語で始まったにもかかわらず、途中でインドネシア語に変わり、さらに中部ジャワで多く使われるスンダ語へと変化していく。会議中でも一時半になると、モスレムの昼の礼拝が始まり、会議は中断しました」とJICA派遣のあるシニア海外ボランティアは語ってくれました。

二〇〇四年四月五日の総選挙投票日、結婚式のように正装で着飾ったある地方投票所の所長は「村落の全員が晴れ着で投票にきました」と笑顔で話していました。インドネシア国民にとってこの日の総選挙は、国会議員と地方議会議員、州・県議会議員の四種類の選挙を同時に行う日です。またその得票率に沿って、各政党が大統領候補者を擁立でき、初の国民による直接投票に大きな影響を与える重要な日でした。その思いや情熱が、ごく自然に服装に表れたといえそうです。

投票では、二重投票を避けるために投票済みのインクを指に付けるなどの手間もかかりました。午後一時に投票が締め切られると、すぐに開票作業が始まりました。ランプの明かりの下で夜遅くまで続いた開票

作業では、急きよ開票結果の記入書式が変更になるなど混乱は終日続きました。

国会議員選挙では二四政党が候補者を擁立し、与党・ゴルカル党が一位、メガワティ政権が率いる闘争民主党が二位で、比例代表制に従って五五〇議席が配分されました。また、選挙の結果出馬資格を得た三組が七月の正副大統領選挙に出馬しました。

この総選挙でジャカルタ、スラバヤ、デンパサール、アチェなど六地域の一五〇投票所の投票と開票・集計作業を監視した日本政府選挙監視団団長の川上隆朗氏（元駐インドネシア大使）は、「一部の投票所で選管が定めた投票手続きが行われなかったことを除けば、監視した投票所での投票、開票、集計経過は自由で、公正に行われていました。また治安や技術上の問題で、追加選挙が行われている地域もあります。選挙関連規定の多くの違反が指摘されたようですが、最終結果が確定するまで公正かつ誠実に行われることを期待します」と投票日の二日後に記者会見しました。選挙結果の公表は、実施からほぼ一カ月後でしたが、投票率は八四・〇七%という高い水準でした。

#### (4) 追加支援の大統領選も成果

さらに、〇四年七月五日には直接投票による第一回大統領選挙（投票率七八・二三%）が行われ、得票率でメガワティ女史とユドヨノ氏が九月二〇日の決選投票に臨

みました。アメリカ大統領選挙を参考にし、メディアが選挙戦を演出し、公開討論が実施されるなど情報公開が進みました。

日本政府は、この大統領選挙に追加支援として有権者教育に約一五万<sup>ドル</sup>、選挙監視団四四人、専門家五人の派遣を行いました。

その結果、国民の支持を集めたのはユドヨノ氏で、第六代大統領となりました。〇九年の任期までにさらなる政治改革と地方分権化が進み、そして経済が活性化することが期待されています。

#### JICA専門家が語る選挙支援

JICAから民主的選挙の海外支援に派遣される専門家は、豊富な専門知識を有し、言語や被支援国の社会情勢に精通したスペシャリストとして、今日も世界各国で活躍しています。総選挙支援アドバイザーとしてJICAインドネシア事務所にも勤務する黒田一敬さん（企画調査員・元国際協力客員専門員）は、「インドネシアの国民は選挙を大きな行事としてとらえ、社会が一体となって成功させようとする市民社会の連帯意識があります。それは九九年の総選挙も〇四年も変わっていませんでした」と感慨深げに語ってくれました。

●カンボジアで民主主義の大切さを語り合った友人の死で使命感へ

**問** 選挙の国際協力にたずさわれるようになったきっかけは何ですか。

**答** 九二、九三年に国連カンボジア暫定政府の活動に加わった際、現地で殺害された中田厚仁さんと親しくなり、民主主義のあり方について何度となく語り合ったことがきっかけでした。国連という巨大な官僚組織の末端にいて現地ではなかなか思うように行かないことが多くても、「情熱や使命感を失うことなく大切にしていこう」と中田さんと話し合いました。彼とカンボジアで虐殺の現場を見たことが私に大きな影響を与えました。

●インドネシアには選挙を自分たちの手で作る姿勢がある

**問** インドネシアの選挙支援の意義なり成果なりについて教えて下さい。

**答** 九九年の総選挙で初めてインドネシアに飛び込みました。

投票日は休日に行われ、投票に行く意識は高いものの、何の選挙かという理解が低く、〇四年の総選挙では六九%が総選挙の実施日を知らなかったり、国会議員と大統領選挙を同時に投票すると勘違いする者が二、三%いる状況でした。ですから意識の高いインドネシアのNGOを支援して、有権者教育を推進する必要がありました。

ただ「州・県・郡や村落の投票所レベルに至るまで、自分たちの手で選挙を作り上



「選挙の真価が問われています」と国際支援の大切さを熱く語る黒田さん  
提供：国際協力機構（JICA）

「置いていこう」という姿勢が感じられました。今回の総選挙では課題も散見されましたが、実務的観点から見れば、民主化の第一歩を確実に歩んできた結果が出たのではないのでしょうか。

そして〇五年、インドネシアではこの六月から地方首长選挙が始まりました。これはインドネシアの歴史上初めて州知事、県知事を選挙によって選ぶことになった画期的な変革です。

選挙をより民主的なプロセスによって実施し、国民の意思をよりよく反映した政府を樹立するための国際支援は、民主的なガバナンス、投資環境の整備、そして良好な治安の維持のために不可欠です。そのためにさまざまな国や地域の平和構築、平和定着の一環として選挙支援を行うというのが欧州、北米をはじめとする国際的な潮流です。インドネシアを舞台にした日本の支援と国際協力は、大きな関心と注目を集めています。

地方選挙が、さまざまな問題を抱えているにもかかわらず粛々と運営されているのは、日本の協力のもと、現場の実務者が、昨年の総選挙や大統領選挙の実施経験を生かしているからです。地方選管と事務局が自らの努力で運営している点で、支援の成果が実っていると考えています。

### ●日本はインドネシアから学ぶ面も

**問** 選挙協力の今後の課題はどういうところにあるのでしょうか。

**答** 一部では新たな社会問題も引き起こしています。今までは、話し合いでなんとか決まっていたいく、インドネシア的ともいえたような地元の政治が、選挙が行われることによって、村や町に支持者ごとのグループが発生し、対立が起こるというものです。西欧・北米で発生し、進化し、アジアにも民主主義の名のもとに普及した『選挙』という行為そのものの真の価値が問われているのかも知れません。

だからこそ、アジアで選挙を通じて民主主義を達成してきた日本には、できる選挙国際支援が各分野にたくさんあり、期待も高いのだと思っています。

インドネシア国民の選挙に対する関心は高く、投票を促す取り組みも活発です。民主主義の大切さを忘れがちで、有権者の選挙離れが進む日本社会には学ぶべき点が多いと思います。

平成一六年一二月に横浜市立港南中学校において、「インドネシアの選挙と民主化支援」をテーマに、JICA専門家による講演会が、同校生徒や教職員約七〇〇人が参加して開催されました。

この講演会は、港南区が、将来の有権者である中学生に選挙や社会に関心をもってもらうことを期待して、区内の中学校で開催しているもので、今回はインドネシアでの選挙支援活動や現地の情勢を紹介することにより、中学生が選挙さらには国際協力、ボランティア活動に興味をもつきっかけとなることが目的でした。

### 【生徒の感想】

#### 一年女子

「私の親は毎回、選挙に行っています。『行かなくてもいいじゃん』と思ってはいたけど、今日の話を聞いて、適当な気持ちで行くものじゃないんだということがわかりました。私も大人になったら、真剣に考えて、投票に行こうと思います」

#### 三年男子

「日本やインドネシア、世界各国に選挙が存在し、一つひとつにしっかりと対応して援助を行っている人がいる。前から外国の選挙制度に興味があったので、疑問も解消できて有意義な講演でした。恵まれた環境にいる僕たちこそ、投票に行かなくてはならないのだと、改めて自覚することができました」

# 投票率向上の第一歩は、 子どもの頃から の教育

投票率の低下が選挙のたびに問題になっています。その要因の一つは、「誰に投票していいかわからない」といったような、「投票できない」層の存在を挙げることができません。何故、投票できないのか。それはとりもなおさず、投票を決める判断の技術が知らないからといえます。日本政治の問題の根底は、有権者に対する判断力の訓練がなされていないことにあるのではないのでしょうか。

これに対しアメリカでは、子どもの頃から子どもたちの目線で疑問や好奇心に応え、徹底的に自分の意見を決める判断力の訓練がなされています。アメリカの強さは、判断力を磨くこの地道な有権者教育の上に成り立っているといっても過言ではありません。

そこで、本号から「アメリカの有権者教育」について五回に分けて連載することになりました。

## 投票の畏に陥るな

小学校の授業では、低学年から内容を知らないで投票することの怖さを学ばせています。

「以下の三つの問いに賛成か反対かで答えてください。」

アイスクリーム

宿題

休み時間

小学校の教室でこの問いを聞けば、子どもたちはそれぞれ「賛成」「反対」に手を上げる。ここで、先生は、以下のような紙を配る。にんにく味のアイスクリームを学校給食で提供する。

週末の宿題をなくす。

休み時間は、腹筋訓練の時間にする。」

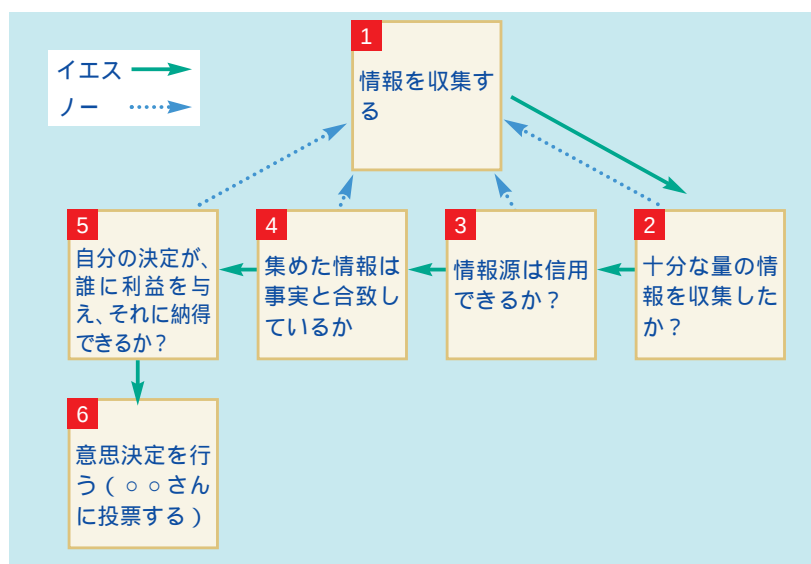
教室にはプーイングが起きることになる。

アイスクリームは食べたいが、にんにく味はご免こうむりたい。特に週末の宿題はない方

横江 公美(よこえ・くみ)

### ● Profile

1965年、名古屋市生まれ。明治大学経営学部卒。94年に松下政経塾に入塾(15期生)。その間、プリンストン大学客員研究員、ジョージ・ワシントン大学客員研究員として、アメリカ大統領選を中心に世界の選挙の実地研究を行う。VOTEジャパン株式会社社長を経て、現在「PACIFIC21」代表。政策、世論調査、広報戦略に関するコンサルティングを行っている。明治大学非常勤講師。著書に「Eポリティックス」「第五の権力 アメリカのシンクタンク」(以上文春文庫)、「判断力はどうすれば身につくのかーアメリカの有権者教育レポート」(PHP新書)



がいい。ちょっと太目の子どもにとつては、腹筋は辛い。甘い一言を聞いて、確認することなく、意思決定を行うと、とんでもない結末が待っている。

このようにしてアメリカでは小学生が、情報を確認することなく投票してしまうと「投票の罠」に陥る可能性があることを学んでいる。そして、前頁下図のような投票を決定するまでの投票チャートを学ぶ。

投票までの過程を見ると、「情報収集」が鍵になっている。投票行動を決定する場合、まずは、手当たり次第に関係する情報を収集する。ある程度、集めたところで、必要な分野の情報が集まっているかを確認する。足りないと思えば、もう一度、情報収集を行う。必要な情報をすべて集めたと思えば、次は、それぞれの情報の質を確認する。まずは、情報源は信用できるかどうか、である。特に最近では、誰でも簡単にインターネットを使って情報を発信できるようになっているので、情報源の信頼性を確認することは重要になっている。マス・メディアや専門家が発信したニュースでなくても、情報源の明示があり、確認できれば、信用できる情報としてもよいだろう。

次に、情報の確認である。信用できると思われるマスメディアのニュースでも時には、間違いがある。「四・五」が反対に「五・四」になっていることもある。また、

伝えたいことがあるために、事実には間違いがないが、事実をはしょったりすることもある。特に、政治家のパンフレットは、メッセージ性が強いだけに、自分のメッセージと異なる結果を生む事実は掲載しない。メッセージに近い事実だけをうまく掲載する。そこで、将来に関する数字などについては、誰が算出した数字なのか、その数字が算出される前提条件は何であるのか、を確認することも必要になる。

さて、充分な情報だ、ということになると、そろそろ、意思決定を行う。ここで、自分が出そうとしている意思決定の影響を考える必要がある。自分の意思決定はどんな人に利益を与え、どんな人に不利益を与えるのか、冷静に考える。意思決定の影響に納得できれば、意思決定を行うことになる。

アメリカでは、小学校の時から、意思決定の方法を教えている。意思決定は、感情だけで決めるものではなく、徹底した情報収集に基づいて行われるものである、という認識がある。

## 選挙は最高のワークショップ.. ブッシュ大統領の学校訪問

チャートを暗記させても意味がない、という考えのもと、意思決定を行う訓練が、小学校、中学校、高校のあらゆる場面で行われて

いる。

例えば、大統領選挙は、有権者教育の最大のイベントである。選挙は有権者だけではなく、有権者予備軍にとっても最高の教材になっている。「キッズ投票 Kids Voting」と呼ばれる非営利団体は、子どもたちによる模擬大統領選挙のプログラムを用意しており、〇四年一月の大統領選挙では一五〇万人の子どもたちが、一〇万力所の模擬投票所で投票した。

このため大統領選挙の候補者は、有権者予備軍、つまり子どもたちへの選挙運動も繰り広げる。選挙で候補者が政策を広めることを英語では「Educate」という。選挙は、政党や候補者にとっては、今の社会の問題を洗い出し、それを提示する場である。つまり、忙しくてあらゆる分野に横たわる社会問題を考える時間がないほとんどの人々のために、



国連をもじって国の名前がクラスにつくチャーター・スクールの授業風景

政治の専門職についている候補者は、問題点と解決案を提示する（教える）のである。選挙の役割は、代表者を決めるこ

とに加えて、有権者への政治の「教育」の場なのである。さらに、有権者予備軍への教育の場でもある。

そこで、候補者は率先して有権者予備軍の教育に貢献する。大統領候補は子どもを巻き込んで選挙運動を行い、判断に必要な情報を候補者の立場で提供している。

二〇〇四年九月一〇日ブッシュ大統領は、接戦が予想されたオハイオ州に選挙運動に訪れた。その時、高校一年生のディロン・マクドナルド君はブッシュ大統領に質問をぶつけた。「僕はクラス委員に立候補しています。ブッシュ大統領が僕への支持を約束してくれたら、嬉しいです。」会場は笑いで包まれた。「君は正しい選挙運動をしているよ。私が一四歳の時には、こんなにたくさんのカメラの前で話すなんて絶対できなかったよ。君への支持を約束するよ。」

そして、最後に、「君の選挙結果を必ず見るよ。」と付け加えた。

学校の先生は、共和党員、民主党員に関係なく、「大統領が学校を訪問することは、子どもたちにとっては、最高の教材です。」と口を揃える。日本で政治家が学校を訪問するというと、全校集会で挨拶を行うだけ、というイメージだがアメリカの事情はかなり異なっている。小学校でも、候補者が学校を訪れる時、転校生のように紹介され、先生の横の椅子に座って一緒に授業に参加する。高校の

場合はディベートの授業に参加したり、小学校では「誰を尊敬していますか」といったおませで可愛い質問に応じたりと、子どもの視線で参加する。

大統領候補者の選挙事務所には、小学校や中学校のクラスから届く色とりどりのカードや手紙があちこちに貼ってある。そのほとんどはクラスの紹介と候補者の学校訪問の要請である。クラス写真が貼ってあったり、候補者の似顔絵が書いてあったり、選挙事務所で戦闘状態で働く人々は、それらの手紙の横を通るたびに微笑んでいる。

### 選挙事務所も有権者予備軍対応あり

選挙事務所では、子ども用の争点説明シートも作成している。大統領選挙期間中、一日八〇〇通ほどの手紙が事務所に届く。そして、なんと、そのうちの三分の一、二五〇通以上が選挙権のない有権者予備軍からの手紙なのである。

前記のような可愛い学校訪問の招待状に加えて、政策に関する質問や、提案が子どもたちから届いている。私が一九九六年にインタビューをした共和党の大統領候補者ボブ・ドール選挙事務所へ届いた手紙は以下のようなものだった。

テレビ討論会の直後には「自信がないように見えました。あまり下を向かないことと、

まばたきをたくさんしています。弱々しく見えますので、気をつけてください。」

「タバコの増税に反対ですね。しかし、私の父はいつも禁煙するといいますが、できません。タバコ政策について再考してください。」

「学校の授業で、大統領候補者の争点比較を行います。僕の担当は福祉です。福祉政策について教えてください。」

「私は海が好きです。海に行くたびに海が汚くなっている気がします。海を綺麗にしてください。」

子どもたちの手紙に対して、選挙事務所は子ども用返信セットを用意する。子ども用と言っても大人顔負けの量と質になっている。内容は、大人の要約版であるが、子どもだましではない。忙しい大人にとっては、子ども用シートを読めば十分といってもいい。

選挙事務所の手紙チームは、手紙の内容を読んで、関連項目のシートを入れて、返信する。例えば、海の汚染について手紙を書いた子どもには、ボブ・ドールと副大統領候補のジャック・ケンプの写真、そして、三種類の教育に関する争点シートという基本返信セットに加えて、子どもが興味をもっている「環境」に関連する争点シートを加えて郵送する。

誰でも理解できるように子ども用の争点集をつくることは、かなりの時間と能力を要するが、それでも選挙事務所は子どもへの教育の役割を認識し、時間と人を割り当てている。

# 都議会議員選挙の 啓発活動

七月三日投票の東京都議会議員選挙では、低投票率が懸念される中、啓発活動が注目された。都選挙管理委員会がユニークな啓発活動を打ち出したほか、区市町村の選挙は明るい選挙推進協議会（明推協）と連携して独自の活動を展開した。

## 「首都決戦」も投票率に悩む

都議選は四二選挙区で一一七議席を争う。有権者は二〇〇二年に実施された前回より三五万人増の推計一〇二四万人。小笠原村第二投票区（母島）のみ投票が二日繰り上げられるが、開票は全六二区市町村で即日実施された。

都議選は過去、衆院選や参院選の行方を占う先行指標となってきた。今年は補欠選挙以外に国政選挙が予定されていないだけに、一〇〇〇万人を超える有権者がどのような判断を下すか注目された。

ただ、首都決戦も他の地方選挙のように歴史的に投票率はさえない。

過去最高は一九五九年の七〇・一三％。

ロッキード事件丸紅ルート初公判に有権者の耳目が集まったといわれている。その後徐々に低下し、六〇％を切るようになった。一九七七年の選挙は参院選との同時選挙で六五・一七％まで回復したが、以後は一度も六割を超えていない。一九九七年（前回）の選挙は史上最低の四〇・八〇％にまで落ち込んだ。前回〇一年の投票率は、小泉内閣スタート直後で、参院選の前哨戦ともいわれ、持ち直したが、それでも史上二番目に低い五〇・〇八％。特に二一〜二四歳でみると二五・七％、二五〜二九歳は二七・五％だった。二〇歳代では四人に三人、三〇代では五人に三人が棄権した計算になる。

今回はさしたる争点や国政選挙とのから

みもなく、低投票率が懸念された。こうした状況下で「啓発活動がかってない重みをもつ」とみる関係者は多かった。

## 統一イメージで呼び掛け

そこで都選管では昨年十一月ごろから、投票率の底上げを目指して啓発事業の基本方針を策定。公正・公平な選挙の実施、投票総参加の呼び掛け、若年層への啓発を重点的に実施、統一素材による効果的な事業、区市町村など関係機関との連携を挙げた。

特に若年層に絞った啓発と統一素材の採用は基本方針の中でも「大きな柱」（都選管）になった。

基本方針を受け事務方は三月、広告代理店八社に各種啓発事業の提案を依頼した。イメージキャラクターは従来女優が起用されるが多かったが、今回は有権者に強い印象を与えることをねらって、ダンスの振付師で個性の強い男性タレントを起用した。テレビ・ラジオCMの放送をはじめ計二七本の啓発活動を固めた。予算は前回より三五〇万円少ない一億六四五〇万円。

## コスター、手ぬぐいでひと工夫

限られた財源を効果的に使うため、CMやポスターなど既存の啓発活動は提供先を



職員発案の手ぬぐい、コースターなど

厳選してコストを抑える一方、選管職員のアイディアで新企画八本を盛り込んだ。その中で特に注目されたのが居酒屋でのコースター広告とレンタルビデオ店で配布された手ぬぐいだった。

コースター広告は大手居酒屋チェーンの三〇八店舗で計二二万枚を用意。協力してくれる店舗にはポスターを掲示してもらい、コースターとの相乗効果を狙った。コースター一枚当たり一七円のコストが掛かるが、各店舗では店員や顧客から「グラスを置くのがもったいない」「珍しいから記念に持ち帰りたい」などの声が多く寄せられたという。

さらに、選管は、手ぬぐいが若者の間で「静かなブーム」になっていることに注目。若者でにぎわう大手レンタルビデオ店と交渉の結果、約二万一〇〇〇本を配布してもらった契約を結んだ。手ぬぐいには、夏をイ

メージさせる淡い青地に、公募で選ばれた「東京発未来行 投票用紙は招待きつぷ」の標語を取り入れた。

また、ダンスグループによる街頭キャンペーンで投票を呼びかけたり、ダンスコンテストを開催して若者の都議選への関心を集めた。コンテストでは、途中で選挙に関するクイズも行った。

### 銀行、交通局の連携で新機軸

地方選挙の啓発活動で関係機関との連携に注力する自治体選管は多いが、実際はコストの見積もりやターゲットの絞り込みができず費用対効果が不完全なケースもある。

都選管は、まず銀行のATM広告ではメガバンク数行に協力を打診。コストはもとより、システムやセキュリティの面で合意に至らないケースもあったが、最終的にはA都市銀行から協力を得られることになった。ATMの待受画面にはポスターと同一のデザインを採用し、「統一された素材」を徹底させた。

交通局では、前回の都議選で車体全面に広告を塗装するラッピングバスを試行したが、予算的に数台がせいぜいで費用対効果は今一步。この反省から今回は都バス一四八一台すべてに投票日を記した垂れ幕を掲示した。垂れ幕ならばラッピングバスほど

コストを掛けずに高い啓発効果が期待できる。都選管は「交通局は、いわば身内。費用対効果を考えれば最高のパートナー」という。

### ボランティア、学生も奮闘

区市町村の選管では、有権者の比較的多い八王子、町田両市などで明るい選挙推進協議会のボランティアが大活躍。

八王子市では投票日を控えた六月三〇日、市内二六カ所のボランティア約二〇〇人が市選管職員と連携し、投票日を記した靴用の使い捨て乾燥剤二万個を配布した。

町田市では黄色い円形のステッカー一三五枚を若者の集まるコンビニエンスストアや飲食店、美容院などの店頭に貼ってもらい、通行人らの関心を引いた。参加した女性ボランティアは「自分たちが選挙を支えているという誇りが支え。有権者が多い地域だからこそ、一人ひとりの地道な努力が確実な成果につながるはず」という。

大学生を選管にインターン（就業体験）として招いたのは練馬区選管。五月から区内にキャンパスを構える武蔵大学の学生八人が啓発活動を立案したほか、投票票にも従事した。区選管は「昨年の参院選で初めて学生にインターンシップをお願いしたところ、若者の投票率が微増したので、より身近な都議選でも効果を上げたい」と期待

した。期日前投票の立会人には二〇歳代の区民七〇人を公募で起用した。

市内に住む二三、二五、三〇歳の計四五〇〇人余に啓発ハガキを送ったのは昭島市。いずれも前回都議選で二〇〜三〇代の中で特に投票率の低かった層で、「投票の二週間以上前から念を押すことにした」（同市選管）。

小平市と杉並区は投票入場整理券にQRコードを印刷した。携帯電話で選管のホームページアドレスを読み込み、インターネット投票日や候補者氏名、開票状況を見ることができた。

武蔵野市では、駅前での街頭啓発のほか、明るい選挙推進協議会の委員約三〇人が、市内にある成蹊大学の中庭で学生に投票参加を呼びかけた。その際、選挙に関するアンケート調査も実施し、学生二一二人から回答をもらった。その他、委員が期日前投



武蔵大キャンパスで啓発のうchwを配るインターン学生ら

票立会人（一六人）や投票立会人（二五人）を務めた。

足立区では、大相撲の人気力士が、一日明るい選挙推進協議会会長に就任した。明推協委員と一緒に駅前に立ち、ポケットティッシュを配りながら投票参加を呼びかけた。また、ステッカーを五七七ある美容室と理容室に配布し、鏡に張ってもらうよう依頼した。

港区では、港区のケーブルテレビで、港区明るい選挙推進協議会の啓発活動と、明るい選挙推進運動について説明した。めいすいくんの着ぐるみ人形も登場し、一回約一〇分間、一カ月間放映された。

多摩市は選挙事務の市民協力員を募集し



た。自治基本条例に基づき、選挙に有償ボランティアとして携わり、よりよい選挙にしていくなことが目的。雇用関係にある臨時職員とは違い、市民の視点でアイデアや発想による提案等ができる。四六人の応募があり、その内一〇人を採用した。

また、東京青年会議所の主催で、有権者に投票の判断材料になる機会を提供するため、東京二三区すべての区で立候補予定者による公開討論会が行われた。

### 過去最低更新を回避

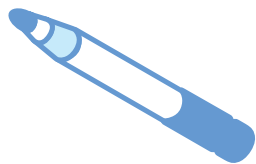
都議選の投票率は四三・九九％。区市町村別では最も高かったのが利島村の九五・五五％、最も低かったのは港区で三四・〇八％だった。今回は争点が少ないことなどから投票率の低さが予測されてきたが、結果として一九九七年の四〇・〇八％を下回る事態は避けられた。一昨年から始まった期日前投票は前回二〇〇一年の不在者投票者数の一・二倍にあたる四七万七九〇四人。当日有権者数一〇二六万七〇〇三人に対する割合は四・六五％（前回三・九九％）だった。

都選管は、投票率は依然として低調だが、事前予想より良かったのは啓発活動が奏効した面があるはず。費用対効果を再検討して次の選挙につなげたい」としている。

## 施策紹介

# 個人情報の保護に関する法律が全面施行

IT社会が急進展する中、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利や利益を保護するため、個人情報の保護に関する法律が平成一七年四月一日に全面施行されました。



### ■ 個人情報保護法のポイント

IT社会の急進展に伴い、個人情報の蓄積や処理、瞬時の移動が容易になりました。精度の高い個人情報の取扱いが可能となり、社会や経済活動に大きな利便性がもたらされましたが、一方で一企業から何十万規模の個人情報流出するなど、個人情報の漏洩や不正利用などのリスクも高まっています。個人情報はいったん流出・漏洩すると取り返しのつかない事態を招く恐れがあります。

そのため、誰もが安心してIT社会の便益を享受するために制定されたのが「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」）です。個人情報保護法は、官民を通じて基本法に当たる部分と、民間事業者に対する個人情報の取扱義務を規定した部分で構成されています。基本法に当たる部分は平成一五年五月三〇日に施行され、平成一七年四月一日に民間事業者に関する部分が施行されて全面施行となりました。

同時に、国の行政機関を対象にした「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法

律」なども平成一七年四月一日に施行され、わが国における個人情報保護法制の体系は図のように整えられました。

個人情報保護法の第一のポイントは、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としている点です。決して、個人情報の利用を一方的に禁止しようという法律ではありません。個人情報保護のグローバルスタンダードとなっているOECD理事會勧告の基本的な考え方である「利用と保護のバランスを図る」ことを前提に、あくまでも、民間事業者の個人情報の適正な取扱いに関して共通する必要最小限のルールを規定したもののなのです。

そして、事業者が、事業等の分野の実情に応じて自律的に取り組むことを重視しているのもポイントといえます。

規制の対象となるのは、過去六カ月以内に五〇〇件を超える個人情報（特定の個人を識別できるすべての情報）を、コンピュータ等で検索可能なデータベースの形で、事業活動に利用している事業者（「個人情報取扱事

業者」といいます）です。

個人情報取扱事業者に対しては、個人情報の利用目的の特定と目的外利用の原則禁止、適正な取得、取得に際しての利用目的の通知又は公表、個人データの正確性・最新性の確保、個人データの安全管理、従業者・委託先の監督、本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止、本人の求めに応じた開示、訂正、利用停止等、個人情報の取扱いに関する苦情への適切かつ迅速な処理などが義務づけられています。そして、義務規定に違反した個人情報取扱事業者に対する勧告や命令、さらには命令違反者に対する六カ月以下の懲役又は三〇万円以下の罰金などの罰則も設けられています。

### ■ 施行後に生じているさまざまな問題

個人情報保護法の施行に伴い、民間企業等における個人情報保護対策の強化は進んでいます。しかし、残念ながら個人情報漏洩や流出は相変わらず起こっています。政府は、個人情報の性質や利用方法等から、医療、金

## 個人情報保護法制の体系イメージ



出典：内閣府国民生活政策ホームページ

融・信用、情報通信を”特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野”としていますが、この三分野においても、個人情報の漏洩や流出は依然発生しているのです。

金融・信用分野では、三月にA都市銀行が約二十七万人、六月上旬にB信託銀行が約一三万人、六月三〇日にはC、D、Eの三都市銀行合わせて約四六万人以上の個人情報情報を紛失したと発表しました。地方銀行では四月にF行が国内全顧客に当たる約一三一万件の顧客情報が入ったCD-ROMを紛失したことが判明しました。各行とも外部への流失はないといっていますが、顧客をはじめ関係者に大きな衝撃を与えました。

医療機関でも、患者のデータが入ったパソコンが盗まれたり、個人のパソコンのソフトがウイルスに感染して診療情報がインターネット上に流出する事件等が起っています。

当該医療機関では、医師個人のパソコンに患者データを保存することを禁止したり、研

究目的等で患者の個人情報を取扱う場合は匿名化するよう内規などで定めていましたが、徹底できていなかったために招いた事態といえます。改めて、社員・職員の意識啓発や管理強化の必要性が浮き彫りになりました。

また、ホームページにおける個人情報漏洩対策が十分でないことが、民間のコンピュータセキュリティ研究所の調査で明らかになりました。同研究所では、オンラインショップや各種申込みで個人情報を入力するサイトの中には、個人情報データベースに侵入される欠陥があるものも少なくないと指摘し、セキュリティ対策の必要性を呼びかけています。

個人情報保護法は民間企業だけでなく、一定数以上の個人情報を取り扱っていれば同窓会や自治会、PTA、NPOなどの非営利団体も適用対象となります。そのため、会員名簿をパスワードがなければ利用できないCD-ROMにしたり、不用意に個人情報を集めたり閲覧をしないなど、慎重な対応を図っているところも増えています。

一方で、過剰に反応しているケースも指摘されています。例えば、JR福知山線脱線事故では、個人情報理由に家族からの安否確認を拒んだ医療機関もありました。

この事態を受けて厚生労働省は、医療関係者向けガイドラインに関するQ&Aを改訂し、大規模災害や事故等において患者が意識不明の場合は、第三者提供の例外に該当し、本人の同意を得なくても存否情報を家族などの関係者に回答でき得る、としました。

## ■個人への罰則規定が課題

国民生活センターは五月一日に、全面施行された四月一日から四月二十八日まで同センターに寄せられた個人情報に関する相談件数を公表しました。

それによると、苦情一四〇件、問合せ五六件の計一九六件。特に厳格な実施が求められる「医療（一一件）、金融・信用（三七件）、情報通信（二九件）」についての相談件数は、合わせて全体の約四割を占めました。相談内容では、目的外利用、不適正な取得、同意のない提供、個人情報の利用停止等に関する開示等についての相談が寄せられています。

今後は、個人情報取扱事業者への義務規定の一層の浸透を図るとともに、「自分の情報は自分で守る」という国民の意識醸成も含め、悪質な事業者に対抗できる社会システムを構築していくことが大きな課題といえます。

また、現行法では、個人情報を漏洩した個人への罰則規定がないことが課題として挙げられています。そこで、個人情報漏洩の抑止力を高めるため、個人に対する罰則を設ける改正案が検討されています。

地方公共団体と個人情報の問題では、住民基本台帳の大量閲覧の問題が指摘されています。住民基本台帳の閲覧は基本的に商用目的でも認められているため、事業者に利用されているのが実態です。閲覧された情報が悪用されることも懸念されており、住民基本台帳法の閲覧制度の見直しを求める声が高まっており、総務省も検討を開始するなど、今後の動向が注目されます。

# 若者の声

## 川崎市選挙管理委員会インターンシップの感想

川崎市選挙管理委員会では、低投票率の続く若者への新しい啓発手法として、平成一六年七月に行われた第二〇回参議院議員通常選挙において、日本大学法学部七人の学生インターンシップ生を受け入れました。

学生たちは、二日間の選挙事務研修会を受けてから七行政区の選挙事務室に配属されました。実習期間は約二週間で、選挙管理委員会等への出席、期日前投票の事務、街頭啓発、投票事務などに取り組みました。学生たちの感想文から一部を抜粋してご紹介します。

### 日本大学法学部管理行政学科三年 岡部礼

私が川崎市選挙管理委員会にインターンシップを申し込んだ理由には二つある。まず挙げられるのが、参議院選挙という三年に一度の機会に恵まれたため、いい社会勉強になると思ったから。もうひとつは、自分の将来を決めるに当たって現在公務員という選択肢を考えているため是非実際の職員の方を通して自分なりに結論を出したいと思ったからである。選挙管理委員会というのは、一般職と違い少々特殊な職種に思えるが大きな枠組みで見ると公務員に変わりはないのでこの川崎市を選択した。

(中略)

私が実際選挙に行ったのは、まだたったの一回しかない。積極的に選挙制度について学ぼうと思ったことも特になく、なんとなくメディアを通して知った情報をもっていただけであつた。「選挙権は満二〇歳以上」「普通選挙」「平等選挙」「秘密選挙」「直接選挙」「自由選挙」といったおぼろげな、概念的な知識しかもっていなかった。しかし、この二日間の選挙事務研修を通して選挙制度はいかに難しく、大変な事務なのだという事に気づかされた。こういった知識を、文字だけを読んで覚えることは非常に困難であると思う。選挙制度について正しい知識を覚えるためには、常に制度に沿って事務が行われているか確認し、実際に事務を行いながら身につけていく必要があると思う。選挙が行われる前は、過去の選挙の研究をし、反省点を挙げてそれを改善できるよう善処していかなければならない。選挙が行われる度に、全国どこかしらで選挙管理委員会のミスが指摘されている。こういったミスを減らすためにも、常に何事にも注意を払い制度の確認をし、迅速に事務を行えるような体制づくりをする必要があると思う。

また、選挙管理委員会の方が繰り返しおつ

しゃっていた「選挙事務は八〇点ではいけない。選挙は常に一〇〇点をとってこそ『普通』といわれなければならない」という言葉の意味を吟味し、『インターンの学生』という意識ではなく『プロ』としての意識を常にもつてこのインターンシップに望みたいと思う。

### 日本大学法学部管理行政学科三年 畑澤翔

今回、インターンシップの学生として川崎市の選挙管理委員会にお世話になりました。このような体験は、大学にも川崎市にもそしてまた私にとっても初めてのことでした。この全一日間は、よかったこと、悪かったこと、想像していた通りのことや、いい意味で期待を裏切るものなどいろいろなることを体験しました。これを、時間を追いながら、見たもの、そこで感じたことを書いていきたいと思います。

(中略)

また多摩区を巡回して、街頭啓発をした。ショッピングセンターの前や駅前であちわとティッシュを配り選挙に来るように呼びかけた。近年、投票率の低下が問題になっている。特に私のような若者の投票率の低さが問題にされる。なぜ今若者が投票にいかないかを自

分なりに考えた。

選挙に行かない理由として考えられるのは、政治に対する関心のなさ、一番だと思ふ。どうせ僕（私）が投票に行っても、なに変わらないと考えている若者が多いのではないだろうか。支持する人もいない、誰が当選しても同じじゃないかと思う人もいるだろう。ではなぜ関心をもたなくなったのか。それは、日本の政治の歴史に問題があると思ふ。日本は民主主義の国家でありながら、政権交代が一度しかない。自民党の五五年体制がそうだった考えを増幅した。政権が代われば、政策も変わるということを知らない。政権交代というドラマチックな転機を国民が見てないことで政治的無関心が広まったのではないか。また韓国の若者は、自国の政治に高い関心を寄せている。韓国は成人すると徴兵の義務があり、政治によって生活が左右されるのを、肌で感じられるからだ。日本にはこのような制度はないし戦場で命を落とすことなんて考えないだろう。つまり、若者にとって政治は遠い存在なのだ。

若者の投票率を上げるには、どうしたらよいか。それには、政治が実は生活に大きな影響を与えることを分らせることだと思ふ。年金などが将来の自分に与える影響を知ると、若者も投票所に足を運ぶのではないかしら。しかし、今の政府はそうだったことを隠している。だから、そこを追求できる強い野党が必要。つまり日本も二大政党制が望ましい。そしたら投票率があがってくるのではないかしら。（中略）

日本の選挙制度にはいくつかの問題点があ

るし、失敗もあつたりする。投票率低下もそうだ。しかし、他の国からみれば日本の選挙制度は誇れるものだ。それには、日本人の細かな気質が及ぼしているからだろう。選挙制度は日々進化する。その中で日本の選挙制度が世界の見本になって欲しい。

インターンシップでは、多くのものを学び、すごく貴重な経験をした。選挙に対して深く考える時間になった。短い期間ではあつたが、公務員の仕事を体験できて本当によかつたと思ふ。最後に川崎市と多摩区の選管の皆さんには大変お世話になりました。心からお礼を言いたい。

### 日本大学法学部管理行政学科三年 須藤 朱音

今回、約二週間のインターンシップで、川崎市中原区選挙管理委員会の選挙事務に関わり、参議院選挙の裏側を覗くという経験をした。主に期日前投票の受付をアルバイトの方々と一緒にしたが、選挙の表と裏とは本当に全く印象が違うものなのだと驚きの連続であつた。ここでは特に印象に残ったことをいくつか取り上げる。

（中略）

今度は事務的なものから離れるが、今回のインターンシップで一番印象強かつた選挙啓発についてとりあげる。

今回川崎市では投票率アップのためさまざまな啓発を行った。JR川崎駅構内の巨大広告が青地に赤色とかなり目立つものとなつたよつた。これはJR東日本管内では昨夏の群馬県知事選で、高崎駅など四駅で実施した例

に続くものとなつた。

もう一つ目立つ啓発だったのが、街頭啓発である。季節に合わせて浴衣のキャンペーンガールも起用し、うちわやウェットティッシュ、選挙バーションのテレビ番組誌を配つた。中原区では買い物客を狙って、夕方に大型スーパーマーケットの前で行つた。しかし結果としては果たして投票率アップにつながつたのか微妙なところである。なぜなら、啓発当日は非常に蒸し暑く、うちわ目当てで自ら寄ってくる人が多かつたし、活動時間も一時間と非常に短い時間で終わつたからだ。今思えば、浴衣のキャンペーンガールも二人しかおらず、どちらかといえば浴衣より青たすきを着けた集団そのものの方が目立っていたように思ふ。

啓発活動により投票率をアップさせるのなら、もっと大きく継続的に行つた方がいいのではないだろうか。浴衣もなんだか寂しいものになつてしまつていたので、どうせやるのなら「啓発活動に参加する人全員浴衣」くらいの意気込みがほしかつた。日数も一日だけだと人はすぐ忘れてしまふ。うちわもウェットティッシュも貰わなくても、一週間に数回、啓発活動をしているところをみていれば、それだけで「選挙」について印象が残るはずだ。

（中略）

今回初めてインターンを経験し、右も左もわからないまま選挙というものに裏方として参加し、今までと選挙に対する考え方が大きく変わったように思ふ。これから先、また選挙が次々やってくるが、自分の票が多くの人々の力により政治を変えるきっかけとなることを忘れないようにしたい。

学年はインターンシップ体験時のものです。

# 東 西 南 北

このコーナーでは、全国各地の選挙啓発に関するユニークな取り組み、新しい取り組みを現地から報告してもらいます。

## 福井県明るい選挙推進青年活動隊・選挙啓発ソング大募集

福井県選挙管理委員会

近年の各種選挙の投票率をみると、若者、特に二〇歳代前半の投票率の低さが目立っており、今後、若い有権者の政治、選挙への関心をいかに高め、投票行動に結びつけていくが選挙啓発の重要な課題となっています。福井県選挙管理委員会では、若年層に対する選挙啓発として、今年度から新たに次の二つの事業を実施します。

### (1) 福井県明るい選挙推進青年活動隊（仮称）の設置

サークル活動的なノリで政治や選挙について楽しく学習するとともに、特に若者をターゲットとした選挙啓発を企画立案、実施していただくため、二〇歳代の若者を中心とした「明るい選挙推進青年活動隊（仮称）」を設置します。

青年活動隊（仮称）の正式名称や活動計画、活動内容等については、メンバーの提案、意

見等も採り入れながら決定していく予定です。

七月からの活動開始を目標としており、福井県明るい選挙推進協議会と連携しながら、本県の明るい選挙推進運動の一層の活性化に貢献していただけるものと期待しています。

### (2) 選挙啓発ソングの募集

平成一七・一八年度は国政・県政レベルの選挙が予定されていないことから、この二年間をかけ、平成一九年四月の統一地方選挙をはじめとする各種選挙に向けて県民の関心を喚起するため、みんなが投票に行きたくなるような明るく親しみやすい選挙啓発ソングを募集します。

今年度は九月九日まで歌詞を募集し、優秀作品については十一月に開催予定の「明るい選挙推進県民のつどい」で表彰するとともに一八年度に曲を募集する予定です。

啓発ソングについては、活用方法等を十分検討し、明るい選挙の実現に向け、最大限、活用していきたいと考えています。

## めいすいくん人形の活用

専修学校生が冬休みに作成

山形県選挙管理委員会置賜地方事務局

置賜地方事務局では、平成一七年一月二三日投開票の山形県知事選挙において、独自の啓発用グッズ「めいすいくん人形」を作成しました。



滋賀県守山市明推協考案の「めいすいくん人形」を参考に、洋裁・和裁の技能教育の専門学校で、白鷹町にある白鷹高等専修学校に作成を



依頼したところ快く引き受けていただきまして。校内で作成者を募ったところ生徒七人が応じ、冬休み期間中に一五〇個作成してくれました。

出来上がった人形は、幼稚園、保育園の園児に配布しました。置賜地方事務局の「啓発隊」出発式を米沢市内のショッピングセンターで行いましたが、その際に鼓笛隊として参加いただいた幼稚園児に配布しました。

また、選挙ぬりえに色を付けてもらうようお願いしていた米沢市内の市立保育園を「めいすいくん」(事務局職員が着ぐるみ着用)が直接訪問して、ぬりえをしてくれたことへのプレゼントとして、園児に配布しました。なお、選挙ぬりえは保育園内に掲示して保護者に見てもらうことにしました。

人形は市販されているラッピング用のビニール袋に入れて配布しましたが、人形の紹介を記した色紙を同封し、受け取った保護者にも読んでもらうよう配慮しました。



#### 区民まつりで子どもたちが作成

さいたま市緑区選挙管理委員会

さいたま市緑区明るい選挙推進協議会では、平成一六年一〇月三〇日(土)に、区内の大崎公園みどりの広場で開催された区民まつり会場に専用テントを設け、啓発活動を行いました。緑区明るい選挙推進協議会推進員二名と緑区選挙事務局五名が参加して、ボールペン、メモ帳の啓発用品を来場者へ配布するとともに、三ない運動啓発のパネルをテントに展示し、来場者に説明しました。

イベントとして、推進員があらかじめ途中まで作っておいた人形一〇〇個を、来場した子どもたちと推進員と一緒に作成しました。

#### 女子高生が授業時間に作成

滋賀県守山市選挙管理委員会

手袋でつくるめいすいくん人形を考案した守山市明るい選挙推進協議会では、市民の皆さんに選挙への関心を高めてもらうと「めいすいくん人形」の手づくり運動を展開しています。平成一六年二月一四・一六日には、守山女子高校の生活福祉コースの三年生約五〇名が授業の一環として、黄色い手袋を使ってかわいい選挙のマスコット人形を手作りしました。人形は、選挙の際に各公共機関の窓口に入れ、明るい選挙の推進を呼びかけます。

また、平成一七年六月には、健康増進員連絡協議会の会員約二〇人が、総会の後、人形づくりに参加しました。



# 明るい選挙のあゆみ

## 第1回『選挙の始まり』

画／藤原良二

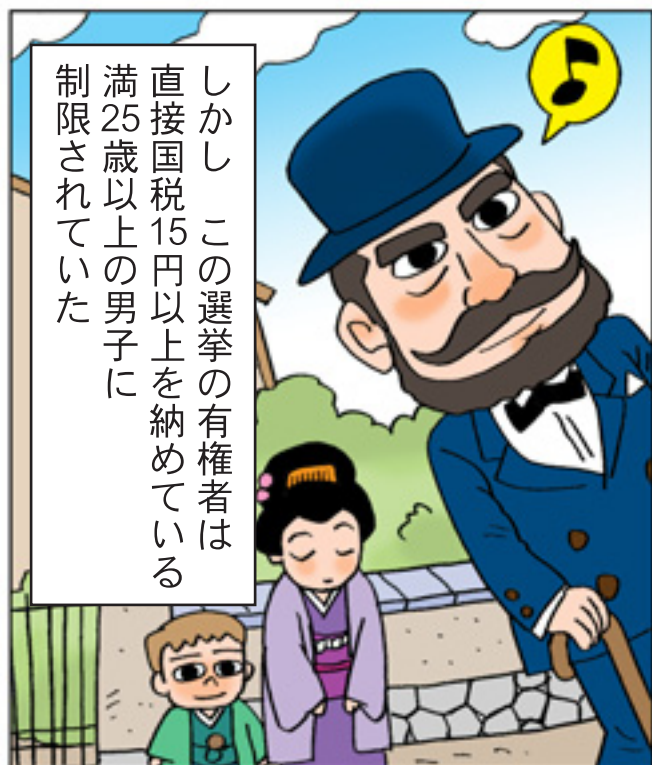
明治新政府になって  
間もなく  
明治7年  
板垣退助たちによって  
一日も早く国会を  
開くようにという  
建白書が提出された

国会開設を求める  
運動が盛んになり  
それを受けた政府は  
明治14年  
天皇の命令として  
10年後の  
国会開設を約束した

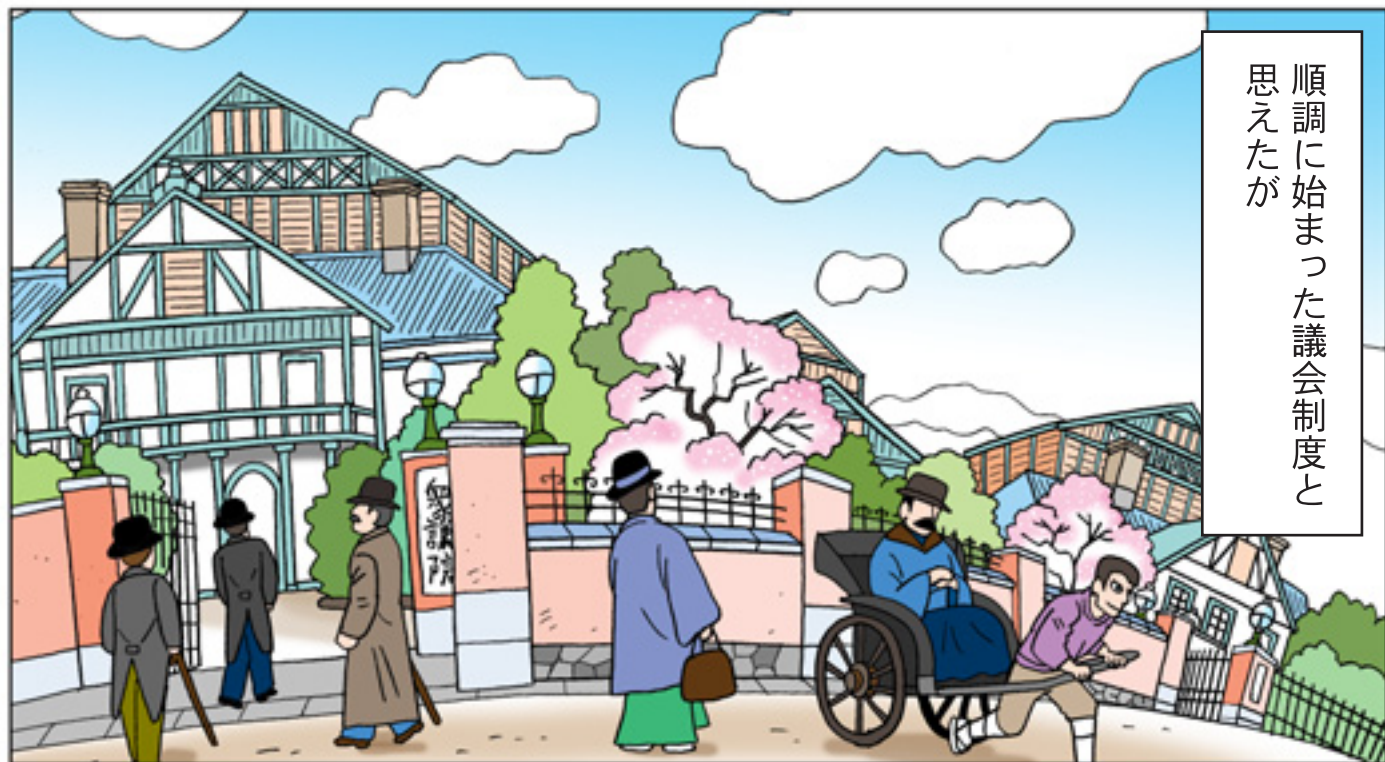


明治22年  
大日本帝国憲法が公布され  
明治23年  
第1回衆議院選挙が行われた

しかし この選挙の有権者は  
直接国税15円以上を納めている  
満25歳以上の男子に  
制限されていた



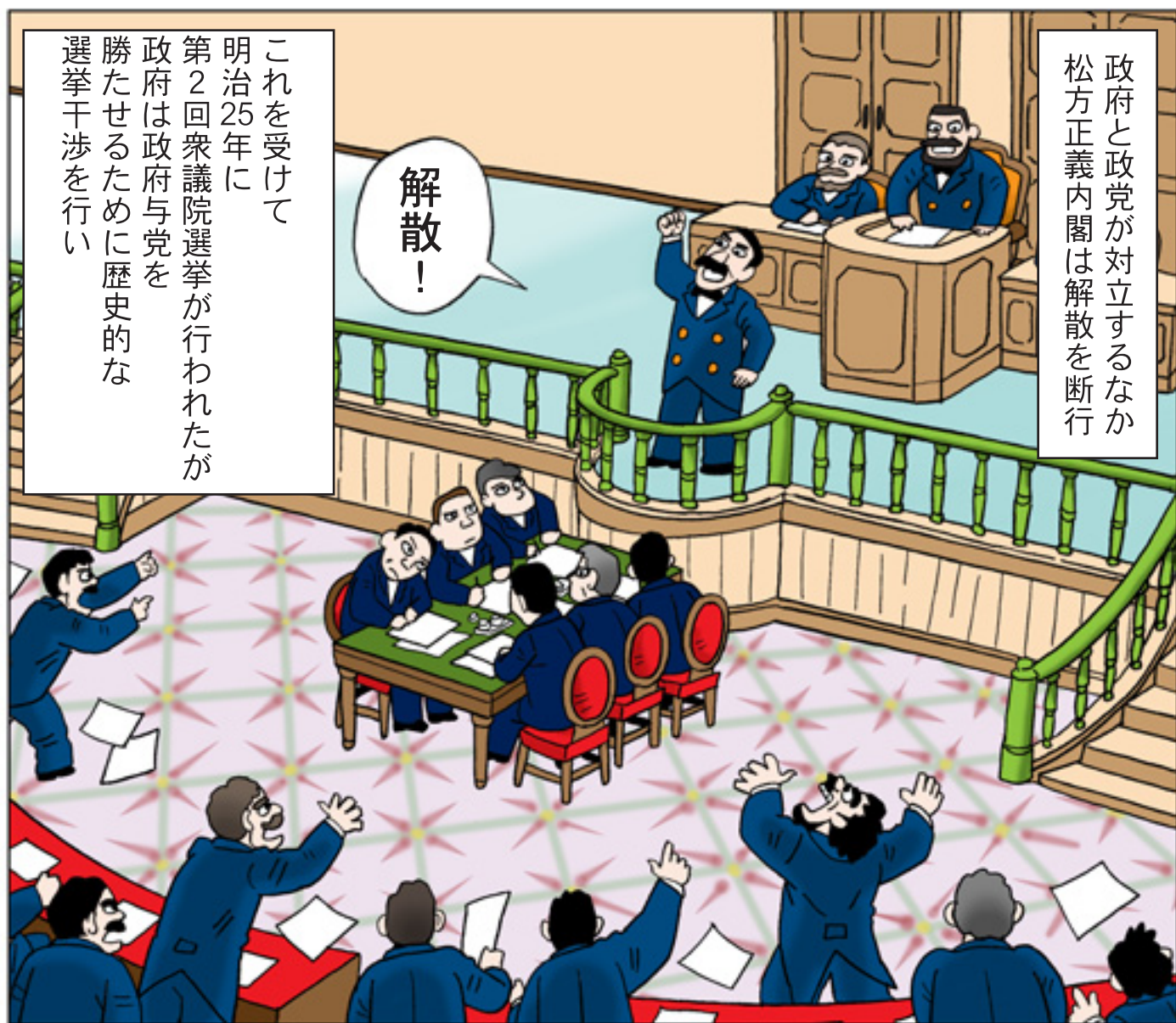
順調に始まった議会制度と  
思えたが



政府と政党が対立するなか  
松方正義内閣は解散を断行

解散！

これを受けて  
明治25年に  
第2回衆議院選挙が行われたが  
政府は政府与党を  
勝たせるために歴史的な  
選挙干渉を行い





- 明治7年（1874年）  
板垣退助らによって国会開設  
の建白書が提出される
- 明治14年（1881年）  
国会開設の勅諭 政府は10年  
後の国会開設を約束
- 明治18年（1885年）  
内閣制度が始まる
- 明治22年（1889年）  
大日本帝国憲法発布  
衆議院議員選挙法制定  
\*定数300名 記名投票  
原則小選挙区制
- 明治23年（1890年）  
第1回衆議院議員総選挙  
投票率93・91%
- 明治25年（1892年）  
第1回帝国議会が開かれる
- 明治33年（1900年）  
第2回衆議院議員総選挙  
官民衝突により死者も生じた
- 明治33年（1900年）  
衆議院議員選挙法改正  
\*定数369名  
立候補者の納税要件を撤廃  
有権者の納税要件を緩和
- 大正14年（1925年）  
衆議院議員選挙法改正  
\*有権者の納税要件を撤廃
- 昭和3年（1928年）  
第16回衆議院議員総選挙  
投票率80・36%

# 協会からのお知らせ

## 研修会の開催

明るい選挙推進協会では、地域で明るい選挙推進運動を進めていただくリーダーを養成することを目的に、3種類の研修会を、全国を7つに分けたブロック毎にそれぞれ開催しております。活動事例の報告やワークショップなどを行います。

参加を希望される方は、市区町村選管にお問い合わせください。

### 中堅指導者養成研修

募集対象は明るい選挙推進協議会において、中堅の委員として活動している方です。目的は、運動に対する認識をより深め、協議会活動の活性化に寄与していただくことです。

### コミュニティリーダー養成研修

募集対象は明るい選挙推進協議会の委員で活動経験の少ない方や新任の方、又は地域で各種ボランティア活動に従事されていて、新たにこの運動に参加していただけるような方です。目的は明るい選挙について理解を深めていただくことです。

### 青年リーダー養成研修

募集対象は明るい選挙推進協議会に委員として参加している大学生、社会人や、各種団体に活動している若者です。目的は若者に明るい選挙推進運動に参加していただき、若者の視点で若者に選挙の大切さを呼びかけていただくようになることです。

#### <研修会の開催日と開催地>

| ブロック   | 中堅指導者      | コミュニティリーダー | 青年リーダー     |
|--------|------------|------------|------------|
| 北海道・東北 | 8月22～23日   | 9月20～21日   | 未定(11月～)   |
|        | 岩手県        | 北海道        | 宮城県        |
| 関東甲信越静 | 未定(10月初旬)  | 未定(11月中旬)  | 未定(10月下旬～) |
|        | 埼玉県        | 千葉県        | 静岡県        |
| 東海・北陸  | 未定(10月中旬)  | 未定(10月中旬)  | 未定(12月)    |
|        | 岐阜県        | 三重県        | 福井県        |
| 近畿     | 未定(11～12月) | 未定(11～12月) | 9月10～11日   |
|        | 大阪府        | 兵庫県        | 京都府        |
| 中国     | 8月29～30日   | 8月4～5日     | 7月30～31日   |
| 四国     | 岡山県        | 山口県        | 鳥取県        |
|        | 高知県        | 香川県        |            |
| 九州     | 10月28日     | 7月22日      | 9月3～4日     |
|        | 宮崎県        | 大分県        |            |



#### 編集後記

- 寄稿は、日本NPOセンター副代表理事の山岡義典さんにお願しました。地域自治における参加と協働について、わかりやすく書いていただきました。
- 特集は、選挙の国際協力を取り上げ、世界各地で民主的選挙の実現に取り組むJICAなどの活動をレポートしました。
- 本号からアメリカの有権者教育について、5回シリーズの予定で、横江公美さんにお書きいただきます。

政府、学校、家庭、NPOや企業が協力して行われているアメリカの事例は、明るい選挙推進運動にとっても大変参考になると考えます。

- また、本号から明るい選挙のあゆみをマンガで紹介していきます。今まで明るい選挙推進運動に接する機会がなかった方や未成年の方にも読みやすいと思います。漫画家の藤原良二氏は、人気テレビアニメの機動戦士ガンダムの演出も手がけられています。

編集・発行 ● 財団法人 明るい選挙推進協会  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目1番1号  
商船三井ビル6F

03(3560)6266・6267 FAX 03(3560)6268  
<http://www.akaruisenkya.or.jp/>  
[akaruisenkya@mua.biglobe.ne.jp](mailto:akaruisenkya@mua.biglobe.ne.jp)

編集協力 ● 株式会社 ギョウセイ

# 日本は、どこへ行くのだろう？



**若者は、10人に3人しか  
投票をしていない。**

10人でボートに乗っているとしたら、  
みんなで乗っているのだから、  
全員がオールを漕ぐのが本来の姿。  
でも、たったの3人しかオールを漕がないと、  
なかなか思う方角には進まないし、  
スピードも出ませんよね。  
ボートに乗るみんなが、  
自分の役割を忘れずに進もうとすることが大切です。  
**みんながvoteすれば、  
boatは進み出す。**

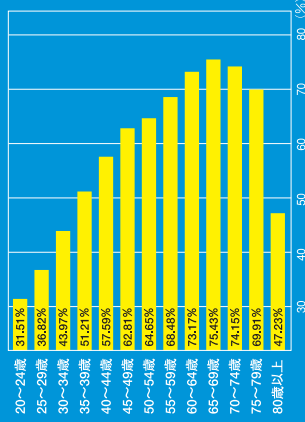
20歳～24歳の投票率  
**31.51%**

(平成16年第20回参議院議員通常選挙)

あなたの一票の意思表示が  
日本の未来を決めるのです。

**投票へ、行こう。**

第20回参議院議員通常選挙 (平成16年7月11日) 年齢別投票率



衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙における投票率の推移

